

放課後児童クラブのご案内

出雲崎町教育委員会

【放課後児童クラブの概要】

目 的	昼間家庭に保護者が不在となる児童の保護育成を図るために、児童クラブを設置しています。					
対象児童	次の要件を満たす児童が入会の対象となります。 ① 出雲崎町に住所を有し、小学校に就学している児童。 ② 昼間保護する者がいない家庭の児童。 概ね次のような家庭が対象となります。 ・保護者等が就労している ・保護者等が出産を予定している （出産予定月の前後2ヶ月を含む5ヶ月間利用可能） ・保護者等が同居する家族を常時介護している ・保護者等が就業を目的として就学している ・保護者等が疾病・負傷・障がいがある					
定 員	30人程度					
活動場所	出雲崎小学校 クラブ室及び体育館					
開 設 日	毎週月～金曜日、第1・3・5土曜日 ただし、日曜、祝日及び8月13日～16日、12月29日～1月3日を除く。					
開設時間	<table><tr><td>月～金曜日</td><td>授業終了から午後6時まで</td></tr><tr><td>長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日</td><td>午前8時から午後6時まで</td></tr></table> ※ 土曜日は事前に利用申請を提出していただきます。		月～金曜日	授業終了から午後6時まで	長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日	午前8時から午後6時まで
月～金曜日	授業終了から午後6時まで					
長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日	午前8時から午後6時まで					
延長時間	<table><tr><td>延長時間</td><td>午後6時から午後7時まで</td></tr></table> ※利用希望者には、「児童クラブ時間延長申込書」を提出していただきます。 ※感染症の流行防止のため、時間を短縮する場合があります。		延長時間	午後6時から午後7時まで		
延長時間	午後6時から午後7時まで					
利用方法	<table><tr><td>月～金曜日</td><td>学校から直接利用し、保護者等の迎えで帰宅します。</td></tr><tr><td>長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日</td><td>保護者等の送迎になります。</td></tr></table> ※ <u>ご家族以外(習い事の先生等)の方への児童の引き渡しはできません。</u>		月～金曜日	学校から直接利用し、保護者等の迎えで帰宅します。	長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日	保護者等の送迎になります。
月～金曜日	学校から直接利用し、保護者等の迎えで帰宅します。					
長期休暇、行事の代休日、 第1・3・5土曜日	保護者等の送迎になります。					

【裏面へ】

利 用 料	・保険料（児童 1 人あたり年間 1,800 円） ※3 月下旬頃に徴収します ・その他、クラブ活動に係る実費費用
退 会	入会后、入会要件に該当しなくなったとき、または入会を必要としなくなったときは、速やかに退会届を提出してください。

【申込方法：提出書類】

- ・放課後児童クラブ入会申請書
 - ・就労証明書等保育ができないことのわかる書類（下記表参照）
- ※二世帯でも同一家屋に居住する全ての方（単身赴任も含む）のものが必要となります。

保護者の状況	証明書類
就労の方	就労証明書
出産予定の方	母子健康手帳の写し
就業を目的として 就学されている方	在学証明書 （在学年・期間のわかるもの）
同居する家族を 常時介護している方	—
常時介護を必要とする方	
疾病・負傷・障害の方	身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し

【申込受付場所】

- ・出雲崎町教育委員会 教育課社会教育係（中央公民館）
- ・放課後児童クラブ（小学校体育館内）

※例年、入会希望者が定員を大幅に上回っており、保護者の就労状況のほか、家庭の状況及び児童の学年などを考慮のうえ、入会者を選考することになります。申請すれば必ず入会できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。